

| | 案件名称 | 契約日 | 契約の相手方 | 契約金額 (千円) | 随意契約理由 | 根拠法令 | 問合せ先(直通TEL) |
|----|----------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 1 | 須磨海岸における仮設利便施設設置等業務委託 | 2024年4月1日 | 富士産業株式会社 | 50,842 | 本業務は、令和2年度より神戸市が所有する仮設利便施設の設置・保守・メンテナンス・保管を委託する業務である。冬期、仮設利便施設は、受託事業者の倉庫に管理保管しているため、他事業者が受託すると、仮設利便施設の構造・設備等の故障に関する責任の所在が不明確になる恐れがあり、もし不具合等が発生した場合、修理・修繕ができなくなる可能性がある。なお、受託業者は、プレハブ製造メーカーでもあり、専用倉庫も保有し適切な管理・保管が可能である。また、自社設計・製造した製品であることから、メンテナンス面においても、迅速な修理・修繕、設置・撤去を行うことができるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海岸防災課 (595-6322) |
| 2 | 須磨海水浴場事故防止及び救援活動業務 | 2024年4月1日 | 特定非営利活動法人 神戸ライフセービングクラブ | 11,699 | 本業務は、夏の海水浴場開設期間中の遊泳者及び海岸利用者の水難事故防止のための監視・注意及び救護活動を行う。日本ライフセービング協会 (JLA) に属し、JLA認定のライフセーバーの有資格者を有しており、須磨海岸の地理特性を深く理解している団体は、神戸ライフセービングクラブに限られるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海岸防災課 (595-6322) |
| 3 | 令和6年度須磨海岸安全対策事業 | 2024年4月1日 | 須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者 株式会社ヤマハ藤田 | 70,371 | 本事業はその対策をより効果的に発揮するために、関係機関 (海上保安庁、須磨警察署、漁業者等) との連携調整を行い、天候や潮流等の須磨海岸の特性を熟知したうえで作業を行うなど、経験・実績・現場判断を必要とする。須磨ヨットハーバー運営共同事業体は、須磨ヨットハーバーの指定管理者であり、須磨海岸の隣接地に拠点を有し、迅速な対応が可能であり、他に履行可能な者はいないことから、当業務を担うのは、須磨ヨットハーバー運営共同事業体のみであるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海岸防災課 (595-6322) |
| 4 | ETCシステムを利用した港湾幹線道路における「NEXCO発行のETCカード」等による使用料の徴収収納事務委託 | 2024年4月1日 | 西日本高速道路株式会社 関西支社 (NEXCO西日本) | 24,000 | 港湾幹線道路において、電子情報処理組織 (ETCシステム) を利用した料金収受を行うためには、国民が保有する全てのETCカードに対応する必要がある。委託先企業と契約しなければ、使用できないETCカードが発生し、ETCによる料金の支払いができないことに加え、料金の収受遅滞による交通渋滞等の混乱を生じさせる懸念があるため、日本国内で使用できるETCカードを発行する全ての会社と特命随意契約を締結する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 神戸港管理事務所 (304-2500) |
| 5 | ETCシステムを利用した港湾幹線道路における「ETCクレジットカード」を使用した指定納付受託者による料金決済契約 | 2024年4月1日 | (株)ジェシービー、三井住友カード(株)、三菱UFJニコス(株)、ユーシーカード(株)、三井住友トラストクラブ(株)、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド、(株)クレディセゾン、イオンフィナンシャルサービス(株)、SMBCファイナンスサービス(株)、トヨタファイナンス(株)、(株)オリエントコーポレーション | 16,000 | 港湾幹線道路において、電子情報処理組織 (ETCシステム) を利用した料金収受を行うためには、国民が保有する全てのETCカードに対応する必要がある。委託先企業と契約しなければ、使用できないETCカードが発生し、ETCによる料金の支払いができないことに加え、料金の収受遅滞による交通渋滞等の混乱を生じさせる懸念があるため、日本国内で使用できるETCカードを発行する全てのアクワイアラ (11社) と特命随意契約を締結する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 神戸港管理事務所 (304-2500) |
| 6 | 外資在来貨物等資料収集業務 | 2024年4月1日 | 一般社団法人 全日検 神戸支部 | 1,008 | 神戸港の検数は、全日検神戸支部と日本貨物検数協会神戸支部の2団体のみが取り扱っており、資料の作成ができるのは両団体のみである。荷主・船社等が検数を依頼する場合は、どちらかの団体に依頼しており、重複することはないため、全日検神戸支部が検数を行った船舶・貨物についての資料作成を同団体に委託する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 港湾計画課(595-6291) |
| 7 | 外資・内資仲継在来貨物資料作成業務 | 2024年4月1日 | 一般社団法人 日本貨物検数協会 神戸支部 | 1,008 | 神戸港の検数は、全日検神戸支部と日本貨物検数協会神戸支部の2団体のみが取り扱っており、資料の作成ができるのは両団体のみである。荷主・船社等が検数を依頼する場合は、どちらかの団体に依頼しており、重複することはないため、日本貨物検数協会 神戸支部が検数を行った船舶・貨物についての資料作成を同団体に委託する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 港湾計画課(595-6291) |
| 8 | 外資・内資仲継在来貨物資料作成業務 | 2024年4月1日 | 兵庫県港運協会 | 2,322 | 港運統計は全数調査を目的としており、検数を実施しなかった貨物資料の収集をもれなく正確迅速に行うことができるのは、神戸港の港運事業者の取りまとめを行っている兵庫県港運協会のみであるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 港湾計画課(595-6291) |
| 9 | メリケンパーク (国有地) 内施設の維持管理に関する委託業務 | 2024年4月1日 | 神戸港“U”パークマネジメント共同事業体 | 18,669 | 国有地については、国土交通省の方針により、指定管理者を指定できないが、メリケンパークを含む神戸港ウォーターフロントエリアは、指定管理者によって管理されており、エリア全体を同一事業者が一体的に管理することで円滑かつ安価に業務を行うことができると考えられることから、本施設の指定管理者と契約することが最適であると判断したため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 経営課 (595-6278) |
| 10 | 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス周辺環境対策業務 | 2024年4月1日 | (株)神戸フェリーセンター | 13,004 | (株)神戸フェリーセンターは三宮フェリーターミナルの指定管理者として、開設以来一貫してその運営に携わり、第3突堤全体の貨物搬出入の管理誘導を確実・効率的に行っている。第3突堤の管理を行う(株)神戸フェリーセンターが、一体的にその基部の車両の交通誘導・不法駐車等の排除を行うことにより、人員の効率的な配置、運営が可能となり、フェリー発着や周辺道路の状況に応じた迅速で適切な業務が遂行できる。 神戸ポートオアシスについては、指定管理者による管理が行われているが、周辺歩道・道路については、対象外となっている。神戸ポートオアシス周辺の違法駐車から生じる大きな混乱を回避し、港湾機能を維持し、清掃等周辺環境対策を行うには、第3突堤及びその基部の管理・誘導業務の密接な連携とフェリー発着や周辺道路の状況に応じた迅速で適切な対応が必要であることから、長年、三宮フェリーターミナル運営の実績を持つ(株)神戸フェリーセンター以外にその業務を実施できる団体がいないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 経営企画課 (595-6268) |

| | | | | | | | |
|----|---------------------------------|-----------|------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 11 | 神戸空港海上アクセスターミナル船客待合所、物揚場、巡回点検業務 | 2024年4月1日 | 株式会社こうべ未来都市機構 | 23,130 | 株式会社こうべ未来都市機構は、平成25年10月1日から海上アクセス株式会社を吸収合併するとともに一切の業務を引き継ぎ、「神戸ー関空ペイシャトルの運航」、「神戸空港海上アクセスターミナルビルの運営」、「神戸空港西緑地での利用者向け駐車場の運営」など、旅客への快適なサービスを行うため、「24時間の警備」、「巡回点検」、「運航時間帯における清掃」を自らが実施している。一方、本市は、ペイシャトルターミナル周辺の「緑地」、「物揚場」のほか、同社が所有するターミナルビルの1階を「船客待合所」として賃借しており、公共施設管理者として「巡回点検」、「小修繕」、「待合所の清掃、高潮位・台風等による物揚場への打ち揚げゴミの除去」など、運行管理と一体となった対応が必要である。また、ターミナルビルは防災拠点施設としての機能を有し、株式会社こうべ未来都市機構海上アクセス事業部が事務所を構え社員等が常駐しており、本市が日常管理すべき施設の警備、巡回点検、小修繕、清掃に加え、異常気象・災害発生時、旅客の海への転落事故・急病人発生時などにおける臨機応変な対応を迅速、的確に行うことができ、配置人員、勤務時間の縮減による経費の削減を図り、効率的な業務履行ができる法人である。これらの理由により、株式会社こうべ未来都市機構は、本業務を安全・確実、かつ効果的・効率的に実施できる唯一の機関である。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 神戸港管理事務所（304-2503） |
| 12 | 船舶運航管理業務 | 2024年4月1日 | 株式会社東洋信号通信社 | 97,090 | 「こうべポートラジオ」の運営と「船舶動静把握及び運航調整業務」は、入出港船に関する情報収集、動静把握、通信及び運航調整を一元的に行うことによって、船舶の航行安全に寄与し、効率的な港湾管理・運営を支援するという、重要かつ特殊な業務である。受託者は、業務内容を包括して遂行するために必要なレーダー及びカメラ等の資機材や通信設備を有する業者でなければならず、さらに船舶通信に必要な国際無線従事者や船舶・港湾運送等の用語を理解する専門的な知識・技能を有し、適切かつ確に運用できる人材が確保されていることが求められる。 ㈱東洋信号通信社は、全国のポートラジオのうち28局の運営に携わっている。神戸港では、1965年の「神戸VHF海岸局」開局以来、同業務を受託しており、十分な実績がある。また、大阪湾内で開局しているポートラジオ4局すべてにおいて業務を受託(神戸市、兵庫県、大阪市、大阪府)し、無線設備を共有することで効率的な運営を行っているだけでなく、船舶管理システムの共通化により、湾内における各港の情報を連携させながら業務を行っている。本業務を遂行するための設備、技術、経験があり、高度な水準で実施できる事業者は他にはない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海務課（272-1611） |
| 13 | 海面清掃等業務 | 2024年4月1日 | 一般社団法人神戸清港会 | 80,740 | 神戸清港会は、神戸港内の海面清掃作業やごみの不法投棄防止事業等を実施するために、関係官公署及び港湾事業者関係社により昭和14年に設立された団体であり、現在神戸港において、神戸市港湾局をはじめ官公署（税関、海上保安本部、消防署等）や港湾事業者等350団体を会員とし、日々会員ごみの収集や不法投棄物の撤去、あるいは不法投棄防止等の啓蒙・啓発活動を行っている。海面清掃は、季節によってごみが集まる場所に変動があり、また内・外航船、はしけ、フェリー等、多くの船が行き交う中、安全に巡回・清掃作業を行うには港内の状況を熟知しておく必要がある。回収した塵芥類についても分別、水切り、さらに流木等についてはせん断、破砕等を行ってから処分場に運搬する必要があるため敷地の確保やクレーン等の設備も必要となってくる。また、水深の浅いところや清掃船が入り込めない場所では、海面清掃作業と連携して陸上からの回収作業も行う。ソーラスフェンス内の岸壁や臨港地区内の港湾事業者が集積する一部道路の清掃作業についても、沿岸荷役作業や大型車両の運行の支障とならないよう事業者ごとの調整を行う必要がある。以上のとおり、神戸清港会の設立趣旨、長年の作業実績に基づく信頼度、安全度、熟知度や事業者との調整能力の観点から、本業務を実施できるのは、神戸清港会しかない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 神戸港管理事務所（304-2500） |
| 14 | EDIシステム保守運用業務 | 2024年4月1日 | 株式会社第一コンピュータリソース | 37,320 | 本システムは、総合評価一般競争入札により、株式会社第一コンピュータリソースが構築したものであり、これまで同社が保守・運用業務を行い安定的なシステム運用を維持してきた。 システム構成等に熟知し、保守・運営に関する技術的な知識が蓄積されている同社のみが本業務を確実に遂行できるため。同社以外に委託をする場合、プログラム解析が必要となり多大な時間と経費が必要となる。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 港湾計画課(595-6291) |
| 15 | 中突堤移動式保安柵設置等業務 | 2024年4月1日 | 早駒運輸（株） | 2,040 | 中突堤周辺には作業を委託できる別の事業所が近隣に存在しないこと、天候等による船舶の入出港情報の変更など刻々と変化する状況の下、荷主や船社代理店等からの情報を正確に把握し、緊急時の対処も含め、柔軟で迅速な人的対応が求められることを考慮し、中突堤基部に本社のある本契約の相手方が本契約のを確実に履行できる唯一の企業であるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海岸防災課(595-6326) |
| 16 | 神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務委託 | 2024年4月1日 | 弁護士法人ライズ総合法律事務所 | 3,500 (上限) | 初年度（R5）公募時の「公募型プロポーザル募集要領」において、『この契約は、本件に関する予算が成立し、かつ神戸市と受託者の合意があった場合に、最大2回を限度に契約の更新が可能とする。』と規定しており、R6の検討において、現受託者が継続を希望していたこと、本市において賃借人による滞納の発生が継続しており、令和6年度にも滞納の発生が見込まれること、受託者が未収債権の回収で高い実績を残していること等から、契約の更新が最適であると判断したため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 経営課（595-6279） |
| 17 | 六甲アイランドOP上屋エレベーターメンテナンス保守管理業務 | 2024年4月1日 | フジテック株式会社神戸支店 | 1,333 | 各メーカーで有するメンテナンス部門においては、充実した技術者の育成体制を持つため、専門性の高い熟練の技術による迅速・確実な部品の調達や不具合の対応を行うことが出来る。フジテック㈱神戸支店は、本昇降機の製造メーカー及び設置者であり、本業務に必要な技術を有し、確実・安全に業務を履行できる唯一の企業であるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 神戸港管理事務所（304-2502） |
| 18 | 神戸空港島多目的広場管理運営業務 | 2024年4月1日 | 株式会社こうべ未来都市機構 | 5,553 | 株式会社こうべ未来都市機構は、広場に隣接する神戸空港海上アクセスターミナルにて、神戸空港と関西国際空港を結ぶ海上アクセス事業を実施し、神戸空港海上アクセスターミナル船客待合所、駐車場の巡回点検等業務を行っており、これら施設と多目的広場を一体的に管理でき、効率的に業務を遂行することができるのは同社のみであるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 空港整備課（595-6269） |
| 19 | 神戸港水門・陸閘等監視制御システム保守業務 | 2024年4月1日 | 西日本電信電話株式会社 | 5,524 | 本システムは、津波・高潮に備え、遠隔で鉄扉等の閉鎖や監視を行うもので、市民の安全を守るためにはシステム障害の発生を未然に防ぐ必要があり、仮に障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧させる必要がある。本業務委託先は、過年度に神戸港水門・陸閘等監視制御システムの設計及び構築を実施しており、システムの詳細を熟知している。以上により、本業務の確実な履行のためには、本業務委託先以外に適切な者は考えられない。 | 地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号 | 海岸防災課（595-6326） |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|------------|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 20 | 潮位情報運用及び保守点検業務 | 2024年4月1日 | 一般財団法人日本気象協会 | 4,290 (長期継続 契約3年総 額12,870) | 本業務は、魚崎浜町に設置した潮位計の保守点検を行うとともに、高潮時等において港湾局が所管する防潮鉄扉の閉鎖を指示する判断基準として必要不可欠な潮位予測情報システムを運用・保守し、その情報を神戸港防災ポータルサイト上に公開するものである。 本業務委託先は、魚崎浜町の潮位計を設計・施工するとともに、潮位予測情報システムの開発に携っており、潮位計の保守管理及び潮位予測情報システムの運用・保守に必要な知識を有する唯一の事業者であるため、本業務委託先以外に適切な者は考えられない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 海岸防災課 (595-6326) |
| 21 | みなとシステムの改修 (サイバーポート連携/調査・統計) | 2024年4月1日 | 株式会社第一コンピューターリソース | 54,555 | 本システムは、総合評価一般競争入札により、株式会社第一コンピューターリソースが構築したものであり、構築後は同社が改修・保守・運用業務を行い安定的なシステム運用を維持してきた。システム構成等に熟知し、保守・運営及び改修に関する技術的な知識・知見が蓄積されている同社のみが本業務を確実に遂行できるため。同社以外に委託をする場合、プログラム解析が必要となり多大な時間と経費が必要となる。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 港湾計画課(595-6291) |
| 22 | ハーバーハイウェイ (港湾幹線道路) における計数管理業務 | 2024年4月1日 | 高速道路トルテック(株) | 1,500 | NEXCOが発行するコーポレートカード (E T C カード) を使用した通行データの処理及び大口・多頻度割引に係る帳票等の作成については、NEXCOの子会社である委託先企業と契約しなければ一元的な管理・処理ができないことから特命随意契約を締結する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 神戸港管理事務所 (304-2500) |
| 23 | ハーバーハイウェイ (港湾幹線道路) における料金収受機械等保守整備業務 | 2024年4月1日 | 高速道路トルテック(株) | 5,500 | ハーバーハイウェイにおけるETCシステム導入に際し、料金収受機械もNEXCO仕様による機器に更新されており、同様の料金収受機器及びETC設備については、全国一括して保守業務等を取り扱う委託事業者でなければ実施できないため、特命随意契約を締結する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 神戸港管理事務所 (304-2500) |
| 24 | 仮置場管理運営業務(ストックヤード) | 2024年4月1日 | 一般社団法人阪神港海上コンテナ協会 | 38,901 | トラック協会の海上コンテナ部会をベースに、神戸港に従事する海上コンテナ運送事業者等で組織された団体であり、神戸港の海上コンテナ物流を熟知し、関係する事業者と公正かつ円滑に連携して業務を行うことのできる唯一の団体であるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 経営課 (595-6279) |
| 25 | 中突堤中央ビルの維持管理契約 | 2024年4月1日 | 商船三井興産 (株) 関西支社 | 5,575 | 市が区分所有する中突堤中央ビルの専有部分について管理委託するものであるが、ビル全体の共用部分の管理事業者である委託先事業者が神戸市の専有部分の管理事業者となることで、一体管理が可能となり、対応の円滑化と迅速化、コスト削減を図ることができるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 経営課 (595-6278) |
| 26 | 港湾労働者休憩所運営業務 | 2024年4月1日 | (一財) 神戸港湾福利厚生協会 | 9,229 | 一般財団法人神戸港湾福利厚生協会 (以下「福利厚生協会」という。) は、港湾労働者の食堂・喫茶事業、宿泊施設の提供を県市指導のもと独自に行い、港湾労働者への福利厚生に実績をあげてきている。加えて、福利厚生協会の運営には港湾事業者が関わっており、港湾労働事業を熟知しており、港湾労働者へのきめ細かいサービスの提供が可能な団体である。 港湾労働者休憩所は荷役作業に合わせ、日曜祭日を除く平日、早朝から施設の管理、湯茶の提供等を行っており、福利厚生協会が行っている食堂・喫茶業務と併せ一体的に行うことで、施設の維持管理事業を効率よく適切に遂行できるのは同協会だけである。同協会は、港湾労働者の福利厚生の充実や荷役作業の向上を目的に設立され、港湾労働事業を熟知していることから、その運営方針が港湾労働者休憩所の設置目的に合致しており、よりニーズに合った施策を提供していくことが期待できるとともに、港湾管理者との連携や緊急事態にも迅速に対応でき、安全に休憩所の管理運営ができる同協会に委託することが適当であるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 経営企画課 (595-6268) |
| 27 | 須磨海岸管理用通路の車両通行警備業務 | 2024年4月1日 | 株式会社セブレ 2 4 | 12,870 | 委託先は、別途、海水浴期間の前後を含む期間について、令和6年度須磨海岸警備等業務(委託審議案番号125)を受託予定であり、夏期の繁忙期の車両誘導警備業務と本業務は重なり、一連の対応を行うことにより、業務の合理的な遂行が期待できる。仮に別の事業者になると責任の所在が明確にすることができない。 また、須磨海岸警備等業務においては、これまでの業務実績があることから、須磨海岸の特性を熟知し、漁業関係者、地元住民等への対応ノウハウも有しており、十分本業務を遂行することが可能であるため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 海岸防災課 (595-6322) |
| 28 | 税関南広場植栽管理業務 | 2024年4月5日 | 一般社団法人神戸市造園協会の | 2,288 | 本業務の対象である樹木と芝生は、今年、山林から臨海部へ移植したものであり、生育状況を確認しながら気象条件等の環境条件も考慮した上で、必要な作業内容および実施時期を検討する必要がある。 当該業者は、様々な専門技術を有する約40社の造園業者で構成されており、単独の造園業者では設計・施工・管理が困難な複雑で多岐にわたる分野において、多くの知見に基づいた難易度の高い造園業務を遂行できる団体である。また、当該業者は移植をおこなった「新港3突基部 広場整備業務」の受注者であるため、移植時の状況も把握したうえで連続した維持管理を行うことができる。以上の理由から、当該本業務の目的を実現する唯一の業者である。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | ウォーターフロント再開推進課 (595-6307) |
| 29 | 神戸ウォーターフロントエリア照明演出業務 その2 | 2024年4月22日 | (株)神戸ウォーターフロント開発機構 | 5,830 | 本業務は「神戸ウォーターフロントエリアライトアップ照明連動基本計画 (以下、「基本計画」)」に基づき、公共施設の照明連動演出を具体化し、制作・調整するものである。 業務の実施においては、基本計画の内容及び対象の公共施設や周辺地域の状況を理解するとともに、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で検討し、制作・調整する必要がある。さらに今後エリアマネジメント事業として周辺事業者へ演出への参画を求めていく予定であることから、これらを前提とした調整も必要である。 また、神戸ポートタワーは演出の中心的な役割を担う施設であり、本業務ではポートタワーの運営と照明演出との効果的な連携を見据えて一体的に計画する必要がある。 以上のことから、本業務を担えるのは、ウォーターフロントエリアにおいてエリアマネジメント事業を行う法人として都市再生推進法人の指定を受け、基本計画策定業務を受託しているとともに、神戸ポートタワーの運営を行う (株) 神戸ウォーターフロント開発機構以外にはない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | ウォーターフロント再開推進課 (595-6307) |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 30 | 新港第2突堤基部電線共同溝連携設備整備委託工事業務 | 2024年4月25日 | エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社 西日本事業本部 (大阪市北区東天満1丁目1番19号) | 1,648 | 本業務は、新港第2突堤基部線内の電線共同溝整備に伴い、供用中通信の設備樹を削孔し、新たに地中化する管路を接続する通信管路敷設工事の発注・施工・監督業務を委託するものである。当該工事については、既設の通信樹に設置されている供用中のケーブル際での作業になるため、施設の保安・管理上、高度な専門知識と技術が必要であり、万が一破損等の事故が生じた場合には、通信不能などの社会的影響に対して迅速かつ確かな対応が求められる。このため、業者選定から施工監理までの一連について、当該施設を熟知した者により行われる必要がある。また、施工対象である通信樹は西日本電信電話株式会社の所有物であり、神戸市と西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社で「無電柱化における設備工事等に関する協定書」を締結していることから、本業務を担えるのは当該事業者以外にはない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 工務課 (595-6312) |
| 31 | 須磨と淡路を結ぶ海上航路実証実験運営業務 | 2024年5月9日 | 一般財団法人 神戸観光局 | 23,685 | 迅速で適切な業務の遂行には、長年にわたって須磨ヨットハーバーの指定管理者であったとともに、これまで神戸港のプロモーション事業やイベント事業、船舶を活用したみなどの賑わいづくりのほか、広域的な観光施策の展開など、豊富な実績、関係団体とのネットワークなどを有する委託候補者でなければならないため。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 港湾計画課 (595-6301) |
| 32 | 新港第2突堤周辺緑地及び水域基部、波除堤における修正設計・監修業務 | 2024年5月20日 | 光井純アンドアソシエーツ建築設計事務所 株式会社 (東京都品川区西五反田5-2-4レキシントン・プラザ西五反田) | 13,794 | 本業務は、令和4年度に検討された「新港第1・第2突堤周辺緑地基本設計業務」について、履行後に一部変更となった緑地計画を反映した成果への修正設計を行うと共に、その設計理念を実施設計、整備に確実に取り入れていくための監修を行うものである。緑地デザインの決定にあたっては、ウォーターフロントビジョンに掲げる基本方針のみならず、周辺民間事業とも調和を取りながら計画を立案する必要がある。また令和4年度は、ウォーターフロントビジョンに掲げる「海辺」まちの創出を図るため、エリアマネジメントを担う(株)神戸ウォーターフロント開発機構が基本設計業務を受託しており、光井純アンドアソシエーツ建築設計事務所(株)(以下「JMA」)の協力の元、憩い空間と夜間景観のランドスケープ設計を取りまとめている。本業務では、その設計理念、周辺事業者との調整内容を踏襲しながら速やかにランドスケープの修正設計を行い、同様の思想をもってその後の実施設計、整備の監修にあたる必要があるため、それらの背景を熟知し、迅速かつ効率的に業務を担える基本設計に携わった企業から、委託先を選定することが最良であると考えられる。よって本業務を担えるのは基本設計に携わっていたJMAを除いて他に存在しない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 工務課 (302-8693) |
| 33 | 神戸空港の運営に関する検討業務 | 2024年5月22日 | 新日本有限責任監査法人 | 31,735 | 本業務は空港運営に係る業務等の調査・検討を行うものであり、専門的ノウハウを有する事業者に委託する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2項第1 項第2号 | 空港調整課 (595-6272) |
| 34 | 新港務艇建造監督業務 | 2024年5月27日 | 一般財団法人日本造船技術センター | 9,625 | 神戸市港務艇「さくすい(平成5年竣工)」の老朽化に伴い、新港務艇の建造を予定している。建造にあたっては、国が推進するカーボンニュートラルポート形成の観点から、水素燃料電池の搭載など先端技術を活用した「電気推進船」とする。 本業務は、造船に必要な図面の審査や、造船所の建造工程の進捗状況の確認、船体や各種搭載機器の陸上試験での性能確認および海上公試での最終確認など、建造監理を行うものである。 本業務の実施にあたっては、水素・電気を動力とした推進機構の技術や、国及び関係団体の政策動向及び法令等を熟知したうえで、建造を進めていく必要がある。また、建造にあたっては、船舶検査機関(国土交通省)との調整を要し、調整内容も含めて包括的な設計・監督を行う必要がある。 一般財団法人日本造船技術センターは、今回の新造船にかかる基本検討業務を令和5年度に神戸市からの委託契約において実施し、建造発注予定の港務艇の諸元や性能、神戸市が求める条件等を詳細に把握している。また、他港湾管理者が発注する環境配慮型港務艇検討状況の把握や、多くの官公庁船の建造にかかる監督業務を行った実績を有しており、一般財団法人日本造船技術センター以外に業務遂行可能な候補者はいない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 海務課 (272-1611) 港湾計画課 (595-6301) |
| 35 | 令和6年度 神戸新交通システム施設詳細点検業務 | 2024年5月29日 | 神戸新交通株式会社 (神戸市中央区港島6-6-1) | 84,128 | 本業務の履行に当たっては、軌道敷き内に立ち入り行わなければならない作業が多々あり、新交通システムの運行に支障の無いよう、迅速かつ安全に履行できる業者は、運行管理を行っている神戸新交通(株)以外にはない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 工務課 (595-6314) |
| 36 | 港湾施設の維持管理等に関する調査・研究 | 2024年6月1日 | 神戸市公立大学法人 神戸市立工業高等専門学校 | 2,350 | 国においては、将来的な担い手不足、インフラの老朽化、維持管理費の増大といった課題への対応として、インフラ分野におけるAI等の研究開発の促進に取り組んでいる。国土交通省港湾局でも、基本方針の一つとして、持続可能な港湾開発等のための港湾関連技術の生産性向上及び働き方改革の推進のため、点検業務等へのIoT・ロボット活用を促進を定めている。 神戸港においても、港湾施設の点検・維持管理のため、今後、IoT・ロボットの活用を進めていくことは不可欠であり、それらを担う若手技術者の人材育成も重要な課題となっている。 このような状況を踏まえ、港湾局では、令和2年度から、神戸市立工業高等専門学校と「港湾施設の維持管理等に関する調査・研究に係る負担協定」を結び、同校の学生が中心となって製作した自律移動ロボット等を活用した共同研究に取り組んでいる。令和5年4月より、同校の運営主体が神戸市公立大学法人に移行したが、本業務はこれまでの取り組み等を踏まえながら実施していく必要があるため同校と随意契約する。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 港湾計画課 (595-6300) |
| 37 | 瀬戸内クルーズ誘致資料制作業務 | 2024年6月3日 | クルーズトラベラーカンパニー株式会社 | 2,151 | 神戸港が推進する瀬戸内クルーズのPRにあたっては、クルーズ船上から撮影した写真等を用いたPR資料が必要であり、その作成にあたっては、業界紙「クルーズトラベラー2024春号」の神戸港特集部分を使用することが、コスト削減及びクオリティ確保の観点から最適である。以上より、目的の達成のためには、著作権等の権利を有する当該事業者と契約するほかない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 振興課 (595-6289) |
| 38 | 神戸港バックヤードツアー等運営業務 | 2024年6月5日 | 特定非営利活動法人 ゼリ・ジャパン | 1,320 | 本業務は、市内の小中学生を対象に、帆船の乗船体験を通じて「海の魅力」や「船員の仕事」を知っていただくために「神戸港バックヤードツアー」を開催し、帆船の乗船体験等を実施・運営することを目的としており、神戸港を拠点の1つとし、一般の方が自由に乗船できる日本で唯一の帆船である「みらいへ」を所有・運航する特定非営利活動法人ゼリ・ジャパンに随意契約するものである。 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号 | 港湾計画課 (595-6301) |

| | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|------------|---------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 39 | メリケンパークにおける異常高温対策実施業務 | 2024年7月1日 | 神戸港“U”パークマネジメント共同事業体 | 9,126 | 神戸港ウォーターフロントエリア（メリケンパーク、ハーバーランド広場等）の管理運営業務については、令和6年4月1日より指定管理業務として、神戸港“U”パークマネジメント共同事業体が業務を行っている（期間は令和11年3月31日まで） 本業務は、メリケンパークにおける異常高温対策を実施するものであり、本業務を効率的・効果的かつ安全に実施するためには、日常的にメリケンパークの利用状況や施設環境を熟知していること、天候の急変やイベント開催等の現場状況にあわせてきめ細やかに業務を実施しながら強風時等必要な場合には緊急的な対応を行うこと等が必須となる。 当該事業者は、指定管理者としてメリケンパークの管理運営を担っていることから、本業務を効率的・効果的かつ安全に実施できる唯一の事業者である。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307) |
| 40 | 新港第2突堤周辺緑地整備業務 | 2024年7月1日 | ㈱大林組 | 950,275 | 新港第2突堤では、ウォーターフロント再開発事業の一部として民間事業者がアリーナ建設を進めており、令和7年4月の供用開始を予定している。 また突堤外周部には、良好な景観や人が集まる憩いの空間の創出を目的とした港湾緑地を公共事業として整備する計画であり、その一部には港湾法第51条（港湾環境整備計画）を活用した民間飲食店の建設も予定されている。この港湾緑地を最適に活用すると共に、ウォーターフロントの賑わい効果も最大限に発揮させるためには、両者を同時に供用開始することが必須となる。 このため、これらの事業は互いに密接不可分の関係であるが、突堤内の狭小な工事ヤードが隣接・重複し、かつ限られた工事車両動線を共有しつつ、その車両動線自体も施工対象となるなど、非常に厳しい施工条件となっている。この条件のもと、本事業を期限までに完了させるためには、円滑な工事調整体制の構築と安全管理の徹底が最も重要となり、各工事の施工者及び安全管理者は可能な限り集約されなければならない。また、施工計画上、工事車両は通常閉鎖されている防潮鉄扉を開放して通行せざるを得ず、日々の開閉管理が必要となることから、防災面においても最小限の同一の安全管理者とすべきである。これらより、本業務の遂行にあたっては、アリーナ関連工事と逐次連携しながら一体的に進めていくことが合理的かつ必要不可欠であり、これを実現できるのは、アリーナ工事を施工している㈱大林組を除いて他に存在しない。なお、㈱大林組は突堤南部でも「新港第2突堤端部緑地基盤整備業務」を履行中であり、その上物整備も含まれる本業務についても同時調整及び実施が可能であり、相互に有利となる。以上より、当該事業者以外に業務遂行可能な事業者はいない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 工務課 (595-6319) |
| 41 | (仮) JR須磨駅前地区バリアフリー化に伴う法的調査他業務 | 2024年7月11日 | ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 | 6,391 | 本業務の実施に際しては、過年度業務で検討された、法的側面や関係機関協議を踏まえた計画手法を十分理解し、整合を図りながら設計に必要な条件整理を実施する必要がある。 当該事業者は過年度業務において、JR須磨駅の施設管理者である西日本旅客鉄道㈱と調整を図りながら、現行法規に対する不適合箇所及びその恐れがある箇所を机上整理しており、事業の検討過程及び関係機関協議の内容を熟知していることから、当該業務の円滑かつ確実な履行のためには、同一業者による業務の遂行が不可欠である。 また本業務は、JR須磨駅内に立ち入り調査を実施することから、JR須磨駅の施設管理者である西日本旅客鉄道㈱と適切かつ円滑な調整が必要であることにくわえ、建物の構造や現状を十分に把握し、駅舎の運用に対しても熟知している業者に委託することが、効率的かつ確実な遂行が可能と判断されるため、当該業者以外に適切な者は考えられない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海岸防災課 (595-6323) |
| 42 | 神戸新交通六甲アイランド線南魚崎駅第二工区昇降機他改良業務 | 2024年7月19日 | 神戸新交通株式会社 (神戸市中央区港島6丁目6番地の1) | 52,770 | 南魚崎駅舎は、整備から34年経過しており、経年に伴う部材や機器の劣化が進行している。駅舎の東部第二工区内の昇降機にあっては、一般的な耐用年数（20～25年）を大幅に超え、最新法令に適合しておらず、既存不適格である。また、東部第二工区内のシャッターにあっては、破損した状態である。そのため、早期に適切な改修・改良を加えて、既存施設の安全性を向上させる必要がある。 現在、当該昇降機及びシャッター（以下、「昇降機他」と総称）を含む駅舎については、平成2年1月5日付「神戸新交通六甲アイランド線の維持及び管理に関する協定書」に基づき、神戸新交通（株）が維持管理している。 本業務は、昇降機他を改良するものである。改良に係る設計及び工事監理にあたっては、営業への影響を最小限に抑え、また不特定多数の利用者がある中で不測の事態が生じても利用者の安全を迅速かつ確実に確保する必要がある。こうした要件を充足しつつ昇降機他を改良できるのは、駅舎を日常的に維持管理し利用実態を十分に把握している神戸新交通（株）以外に他にいない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 工務課 (595-6319) |
| 43 | 中突堤中央ビル南館跡地広場管理運営及び異常高温対策実施業務 | 2024年7月30日 | 神戸港“U”パークマネジメント共同事業体 | 4,478 | 「令和5年度神戸港ウォーターフロントエリア指定管理者応募要領」において、中突堤中央ビル南館跡地の暫定広場（以下、「広場」）はメリケンパーク～ハーバーランド広場の中央部に位置し、人流の結節点となる場所であり、当該広場を含む再開発事業が本格化するまでの暫定的な事業として、選定された指定管理者が本市と細目協議の上、メリケンパーク等の指定管理施設等と一体的に賑わい創出事業を実施することとしている。 上記細目協議の結果、「中突堤中央ビル南館跡地広場の維持管理及び賑わい創出に関する協定（以下、「協定」）」を指定管理者と締結し、広場の管理については本市が、また、賑わい創出事業については指定管理者がそれぞれ実施及び負担することとしている。 本業務は、広場の管理及び異常高温対策を行うものであり、メリケンパーク等の指定管理施設の利用状況やイベント開催等を考慮しながら、一体的に行うことが効率的である。また、天候の急変や賑わい創出事業等の現場状況にあわせてきめ細やかに業務を実施しながら、強風時等必要な場合には緊急的な対応を行うこと等が必須となる。 以上より、本業務を効率的かつ安全に行えるのは、神戸港ウォーターフロントエリア（メリケンパーク～ハーバーランド広場）の指定管理者であり、協定に基づき広場の賑わい創出事業を担う神戸港“U”パークマネジメント共同事業体以外にない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307) |
| 44 | 令和6年度神戸ウォーターフロントエリアライトアップ照明連動実施調整業務 | 2024年8月1日 | ㈱神戸ウォーターフロント開発機構 | 5,793 | 事業者は、令和5年度に基本計画業務を本市からの委託契約において実施し、基本計画の内容及び民間施設の状況等を詳細に把握するとともに、当該エリアのエリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人として再開発事業の進捗状況を熟知している。また、令和4年8月に本市から都市利便増進協定の認定を受け、神戸ポートタワーや夜間景観形成施設（ライトアップ照明）等を含めた当該エリアにおける都市利便増進施設の管理・運営を行っており、公共施設と民間施設の一体的な照明演出及び管理・運営を見据えて業務遂行することができる。以上より、当該事業者以外に業務遂行可能な事業者はいない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307) |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------------|-------------|-------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 45 | ポートアイランド第2期 コンテナターミナル拡張関連業務（その3） | 2024年9月4日 | 阪神国際港湾（株） | 1,399,200 | 本業務は、早期にコンテナターミナルの拡張事業を完了させ、神戸港の機能強化を図る必要があり、それにあたってはコンテナターミナルのオペレーターおよび拡張事業を行う国土交通省（直轄事業）、阪神国際港湾株式会社が自ら行う事業（貸付事業）との各種調整が必要となる。 阪神国際港湾株式会社は、港湾法が定める港湾運営会社として、神戸港のコンテナターミナルの管理運営を行っており、またコンテナターミナルの運営を熟知していることから、円滑に業務を実施することができる唯一の業者である。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 物流戦略課（595-6302） |
| 46 | 堤外地情報共有システム構築業務（その7） | 2024年9月25日 | 西日本電信電話株式会社兵庫支店 | 37,123 | 本業務は、台風等による高潮発生時に港湾事業者や港湾施設利用者等が、いち早く避難行動を自発的に行うための情報ツールとして、沿岸部にライブカメラを追加設置し、潮位や波浪の状況が確認できる映像及び各防潮鉄扉の閉鎖状況を神戸港防災ポータルサイト上で配信するものである。また、神戸港防災ポータルサイトの映像は、神戸港陸間水門の遠隔制御監視システムに取り込んだ上で配信しており、災害発生時においても、陸間の遠隔制御用に設置したカメラ映像とともに一体監視することで速やかな情報把握が可能な体制を構築している。 本業務委託先は、「堤外地情報共有システム構築業務」を受託し、神戸港防災ポータルサイトの開設に携わったとともに神戸港陸間水門の遠隔制御監視システムの設計・施工も行っている。本業務については、システムを構築した者以外では改修を行うことが出来ないことから、本業務委託先が設計・構築を実施することが出来る唯一の事業者であるため、本業務委託先以外に適切な者は考えられない。 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 海岸防災課（595-6326） |
| 47 | 神戸港遊覧船ポータルサイト改修業務 | 2024年9月30日 | （株）JR東海エージェンシー | 4,150 | ポータルサイト「CRUISE KOBE」の令和6年度の運用維持管理業務については、委託候補先企業であるJR東海エージェンシーと契約しているため、サイトの改修業務についても同社しか行うことができないため | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号 | 振興課（595-6282） |
| 48 | 神戸空港サブターミナル（仮称）外構整備業務 | 2024年10月24日 | 竹中工務店・湊建設工業・TC神鋼不動産建設・梓設計グループ | 249,904 | 本業務はサブターミナルの施設特性を踏まえ、利便性・意匠面に配慮しながらサブターミナルと外構空間の境界部における納まりおよび施工の綿密な調整が必要になる。さらに、本業務およびサブターミナル本体工事は多数の業者が携わる現場である上に、「神戸空港サブターミナル（仮称）整備基本計画」の改定によりサブターミナル（仮称）と本業務の敷地は密接しており、さらに、限られた工期内で、その安全面と施工性を考慮しながら、仮設計画および安全管理について総合的に計画しなければならない。 このため、建物の設計、施工の全体の内容を把握している者が円滑に事業を遂行することが不可欠である。よって、本業務を遂行するにはサブターミナル本体工事受注者でなければ不可能である。 | 地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号 | 空港整備課（595-6269） |